

資料③

保健福祉事業について

1. 概要

家族介護継続支援事業として、現在介護保険の地域支援事業（任意事業）で行っている「ねたきり高齢者紙おむつ給付事業」について、令和3年度から新たに介護保険の保健福祉事業で行う方向で検討している。

2. ねたきり高齢者紙おむつ給付事業の内容

(1) 対象者

ねたきりまたは認知症により、常時失禁状態にあり、かつ、今後もその状態が継続し、紙おむつが必要であると認められる65歳以上のねたきり高齢者等を在宅で介護する家族で、高齢者の属する世帯及び介護する家族の世帯が市民税非課税世帯

(2) 給付内容

要介護4又は5…………1か月あたり4,000円
それ以外……………1か月あたり2,000円

(3) 受給者数

43人（令和元年度）

3. 保健福祉事業について

(1) 保健福祉事業とは

市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもので、第1号被保険者の保険料を財源とする。

(2) 保健福祉事業への移行を検討する経緯

国の介護保険事業見直しにより、介護保険の地域支援事業（任意事業）のうち、介護用品の支給に係る事業については、原則として対象外となり、他の事業との優先順位を勘案した上で、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について検討を進めることとされ、紙おむつ等の介護用品の支給について事業の実施方法を変更する必要が生じたもの。